

南陽中いじめ防止基本方針

平成27年4月

浜松市立南陽中学校

南陽中学校 いじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの早期対応
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 関係機関等との連携

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 学校が実施すべきこと
 - (1) 基本方針の策定
 - (2) 組織の設置
 - (3) いじめの防止等のための対策
 - ア いじめの未然防止
 - イ いじめの早期発見
 - ウ いじめの早期対応

第3 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 調査の趣旨及び調査主体
 - (3) 調査を行うための組織
 - (4) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (5) 調査結果の提供及び報告
 - (6) 相談体制の整備
 - (7) 報道への対応

はじめに

いじめは、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。なぜならいじめは、被害にあった子どもの人としての誇りや尊厳を踏みにじる許されざる行為だからです。いじめに関係した子どもそれぞれに自覚があるないに関係なく、その行為は時として命に関わる事態を招く可能性もあるのです。いじめを受けている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要があります。

いじめから子どもを守るためには、浜松市民全員が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、子ども自らは、互いを認め合い、よりよい人間関係を築くことで、いじめの無い環境をつくり出す推進者であることを自覚しなければなりません。

いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、浜松市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ計画的に推進するために、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定します。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、浜松市全体においていじめのない社会が構築されることを願っております。そして、子どもと保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える風土が醸成されることを願っております。

平成26年1月
浜松市

校長より はじめに

未来に向かって、美しく輝け青春、信頼の絆でつなぐ ワンリング南陽

－ 未来ある子どもたちを守るために「いじめは絶対に許さない」－

いじめなどを苦に自ら命を絶つ子どもたちが全国で相次ぎ、極めて深刻な事態となっております。

いじめによって子供たちの心や体が傷ついたり、前途ある尊い命が失われたりすることは決してあってはならないことです。未来ある子どもたちのために、全力をあげて、いじめの根絶と命を大切にすることを徹底する必要があります。

そこで、いじめ撲滅にむけて、この「いじめ防止等の基本的な方針」の冊子が生まれました。

本校においても、いじめは少ない学校ではありますが、全くない学校ではありません。

先輩達の努力や地域の支援、生徒自らの活動により、次に示す「自分の個性を發揮し、安心して学ぶことができる学校文化」が構築されようとしています。この5つの学校文化を大切にして、子供一人一人が健やかに成長できるよう教職員一同、全力を尽くします。

- 1 ワンリング南陽とは … 42年前の生徒会執行部が、生徒同士が心を一つにして、よい校風をつくる言葉を考えた時、副会長の提案により、全校が信頼で結ばれる言葉「ワンリング南陽」が生まれました。
- 2 吹奏楽部が下校時に噴水の前で歌う合唱 … 〈ビリーブ 坂本竜一〉
「例えば君が傷ついて、くじけそうになった時は、必ず僕がそばにいて支えてあげるよ、その肩を・・・」多くの生徒が幸せな気持ちになれます。
- 3 学校保健週間 テーマ「命(自分も友達も)を大切に」 … 生徒会副会長から全校生徒に次のメッセージが投げかけられた。
「南陽には、仲間同士が協力して行う感動ある行事や全力で立ち向かう部活動があります。自分の学校を誇れる生徒は90%います。仲間の個性や良さを認めること、いじている仲間がいたなら、間違いをしっかりと正す勇気をもつこと。このことがワンリング南陽です。」
- 4 「命」を意識した教育活動の実践…すべての教職員が「命」を意識した教育に取組、全教育活動を通して、すべての生徒に「命」を意識した言動を身につけさせたい。
学校は、楽しい場所であって決して悲しい場所にしてはならない。
道徳・心の保健指導 … いじめを題材にした共通授業、行事体験と道徳授業実践、学級活動で行うコミュニケーションスキルを大切にしています。
- 5 生徒指導は3S(セーフティー・スピード・スマイル) … 安全第一にして被害者の立場に立ち、即日解決をめざし、心をこめて指導にあたり、最後は笑顔で解決する教育を目指します。

最後に、日頃より、子供達の健やかな育ちを支援していただいている芳川花の会の皆さんや健全育成会の地域の皆さんにお礼を申し上げます。また、この冊子により、いじめが生じた場合、解決に向けて御支援いただける保護者代表、地域代表、関係機関の皆様へ深く感謝申し上げます。

子供たちが、「夢と希望を抱き、心豊かに自立できる」ことを願っています。

平成27年4月

浜松市立南陽中学校

校長 高柳 正幸

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条）をいいます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、いじめには多様な表れがあることに留意して、いじめに該当するかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子や周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。

2 いじめの理解

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失う等、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかったり閉鎖的だったりする問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

3 基本的な考え方

「児童等は、いじめを行ってはならない。」（法第4条）

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこにでも起こりうることを踏まえ、全ての子どもを対象とした対応が求められます。

いじめが起きたとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついています。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その解消は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育成し、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめに向かわない子どもを育てていきます。学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応します。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいきます。

(1) いじめの未然防止

乳幼児期から青年期にかけて、子どもは家庭や様々な集団の中で共感的な触れ合いを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築いていきます。この過程において、一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を醸成し、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域等それぞれが連携して、個の自立を目指すことが大切です。周囲の大人が温かく見守る中で、子どもは、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさ等を学び、社会の一員として自立していきます。

そのために学校は、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、子ども同士の望ましい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団づくりに努めます。

家庭は、子どもとの触れ合いや対話を大切にします。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めます。

地域は、規範意識や人権感覚が磨かれる実践の場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守ります。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるとの観点から、学校、家庭、地域が一体となって、子どもを見守る体制を整えることが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめを行っている子どもからも出ています。深刻な事態を招かないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添い、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを認知します。

学校は、いじめを訴えやすい体制の充実に努め、子どもや保護者、地域住民からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認します。また、日ごろから、定期的なアンケート調査を実施する等、積極的ないじめの認知に努めます。

家庭では、日ごろの対話や言動等から、いじめ等を背景とした子どもの様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努めます。

地域は、地域で起きたいじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する等連携して対応します。

(3) いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態を招かないように、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応します。

いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周囲の子どもへの指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立て、対応します。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について地域、家庭と連携し対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、過程が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携協力に加え、関係機関と適切に連携します。

- ・日ごろから、学校と警察や児童相談所等の関係機関との連絡を取り合い、情報共有体制を構築します。
- ・必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を行います。
- ・学校以外の相談窓口として、教育相談支援センター、人権啓発センターや法務局等について、子どもや保護者等へ周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

1 学校が実施すべきこと

学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行います。

(1) 基本方針の策定

南陽中学校は、国、市のいじめ防止基本方針等を参考にして、南陽中学校・東陽中学校・芳川小学校・芳川北小学校・河輪小学校の5校で連携しながら、各校の実情に応じた「いじめ防止基本方針」を策定します。なお、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組みを学校評価等で定期的に点検し、必要に応じて基本方針を見直し、必要に応じて改善を図ります。

(2) 組織の設置

ア いじめ対策委員会

学校は、関係機関及び諸団体との連携を図るため、小中学校それぞれ「いじめ対策委員会」を設置します。

「いじめ対策委員会」は以下のような内容で活動します。

- (ア) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組みの企画や実施
- (イ) 各取組みが計画通りに進んでいるかどうかの情報収集やチェック、取組みの効果・成果の検証
- (ウ) 教職員や保護者・地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施
- (エ) 基本方針の見直しや改善

いじめ対策委員会の構成		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭・生徒指導主事・いじめ対策コーディネーター
	委員	教務主任・各学年主任・養護教諭
	特別委員	※必要に応じて、以下の者を特別委員として招集します。 ・学級担任や部活動顧問等、関係の深い教職員 ・スクールカウンセラー（SC） ・スクールソーシャルワーカー（SSW） ・医師・教員経験者・警察官経験者・学校評議員等
会議の実施		
・実施日時を教育課程に位置づけ、原則毎月実施する。 ・いじめ事案発生時には、臨時委員会を24時間以内に関き、対応を協議する。 ・市教委と連絡を取り、必要に応じて特別委員を招集する。		

(3) いじめの防止等のための対策

学校では、教育委員会が作成した「いじめについて理解を深める いじめ対応の手引き」に基づき、全教職員でいじめ防止のための対策に取り組みます。

ア いじめの未然防止

①中学校区人づくり教育推進事業

中学校区内にある学校等が、家庭・地域と一体となって、「心の耕し」を軸とした教育活動を推進します。

②道徳教育等の推進

子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ります。

③子どもの主体的活動の場の設定

学級活動や児童会・生徒会活動等、子どもが主体的にいじめについて考え、活動する機会を設けます。

④保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。

⑤教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討等の研修を計画的に行います。

人間関係プログラムを取り入れた集団づくりに取り組んだり、人権意識を高めたりする研修をすすめます。

また、情報モラル教育の理解を深め、実践していきます。

イ いじめの早期発見

①子どもの実態把握

子どもとの信頼関係を深める日常的な取り組みを軸とし、定期的なアンケート調査等を行います。また、家庭や地域等と連携し、実態把握に努めます。

② 相談体制の整備

- ・心理、福祉に関する専門家の活用等、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。
- ・いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ります。

ウ いじめの早期対応

① 学校のいじめに対する措置

- ・いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行い、いじめが確認された場合には、教育委員会に報告

します。

- ・いじめが確認された場合は、いじめを受けた子どもには安心できる場を確保し、いじめをやめさせ、再発防止に努めます。なお、いじめの防止等の対策のための組織が中心となって、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。
- ・犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察署と連携してこれに対処します。子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求めます。

(1) 発見したいじめへの対応

基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で組織的に対応します。いじめとして対応すべき事案か否かの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子どもを守り通すとともに、加害の子どもに対して毅然とした態度で指導を行います。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の子どもの社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導を行います。

教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応を進めていきます。

発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するよう努めます。また、子どもや保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりを持つようにします。

いずれの場合も、被害にあっている子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子どもから事情を聴き取るなどして事実関係の確認を行います。事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応にむけた最も効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子どもの保護者に事実を報告します。

触法性のあるいじめの加害行為については、ためらうことなく交番・浜松東署生活安全課・少年サポートセンター等に相談し、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求めるようにします。

いじめられた子どもや保護者への支援

事実関係の聴取は、子どもの自尊感情・プライバシー等に配慮して行います。また、保護者の協力体制の元、子どもの不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えて行動します。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除いたり、自尊感情を高めたりできるような支援を行います。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子どもに寄り添い支える体制をつくり出すよう努めるとともに、必要に応じて、加害の子どもを別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置も考えます。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子どもや保護者の様子、

いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指します。

いじめを受けた子どもや保護者は、学校が加害側を指導すると、「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になることがあります。いじめの早期対応における学校としての取組について丁寧に説明し、取組のねらいと効果はもちろんのこと、出来ることと出来ないこと、作用と反作用等をよく理解してもらった上で、対応にあたります。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子どもや保護者が疑心暗鬼に陥らないよう、親切で丁寧な対応を心がけ、互いが腑に落ちる支援を目指します。

いじめた子どもや保護者への指導・助言

一定の教育的配慮の元、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行います。いじめたとされる子どもには、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子どもが抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子どもの安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかけます。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子どもの保護者に伝えて、理解・納得を得た上、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するよう求めます。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発であり、この点については、学校が組織的に対応し、当該の子どもの保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請します。いじめ加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子どもや保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないよう配慮するが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応します。別室指導・出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら、当該の子どもが自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促します。なお、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、いじめ加害の背景の改善を目指します。

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子どもには、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査、等）で、事実関係の聴取を行います。集団への働きかけにおいて、最も効果のあげられる教職員を「いじめ対策委員会」で検討し、その者を中心にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させるようにします。また、いじめの未然防止や早期解消にとっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が最も大切であることを訴えかけるようにします。すべての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりを目指すよう、「いじめ対策委員会」で組織的に集団全体の経過観察と継続的指導を行います。

ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子

どもの特定を早急に行い、子どもにネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請します。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行います。また、犯罪性のある書き込み等については、浜松東警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求めます。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス：LINE やmixi、GREE、Mobage、Ameba等）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止に注力します。また、子どもにネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子どものインターネット利用に関する弊害等の知識を身につけてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努めます。

②校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、子どもがいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、子どもの規範意識や道徳心を培うために、子どもに対して訓戒や叱責などを加えることができます。

エ 関係機関等との連携

・いじめの防止等の対策のための組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求めます。

・日頃から所管警察署や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努めます。

いじめ対応の流れ

発見・発覚・訴え

事情や背景を受け止めながらも、「いじめ」や「いじめに見える行為」はダメと毅然として指導する。

事実確認・一次指導

「やった」「やらない」等、水掛け論になった事実も確認しきれない事実として確定する。

事実の確定

事実にもとづく反省、今後の約束事項、保護者の理解と協力

事実の共有・二次指導

経過観察・背景改善

一定の解消

解消

【組織的な対応】

いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する
「いじめ対策委員会」では最も効果の高い組織的な取組を検討する

【立場に応じた事実確認】

- ①いじめを受けている子
- ②いじめている子
- ③いじめを見て楽しんでいる子
- ④いじめを傍観している子

※ 立場の違う者どうしを同席させての事実確認は行わない

【事情を聞く時のポイント】

- ①いじめを受けている子
心情を受け止め、励まし勇気付ける、訴え出る勇気が再発を防ぐ
- ②いじめている子
相手の立場に立った考え方をさせる中で事実確認を
- ③いじめを見て楽しんでいる子+④いじめを傍観している子
当事者意識を持たせる、当事者外からの客観的な事実をつかむ

【確認すべき内容】～ 具体的事実の確認と心情面の理解を

いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で

どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか、等

【保護者と協働体制で】

いじめの発見や訴えがあった直後から当事者の子どもの保護者にはきちんとした情報提供をする、事実確認の経過や関係する子どもの心情を伝えるとともに学校としての指導の見通しを伝えること

【市教委連絡・他機関連携】

いじめ行為に触法性がある場合や、いじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える

状況によっては、校長（いじめ対策委員長）が、この時点で市教委に第一報を入れる

【市教委への報告・連絡・相談】

校長（いじめ対策委員長）は、市教委へいじめの事実を報告する学校にとって都合のよいことも悪いことも含め、隠蔽体質ととらえられないように包み隠さず報告する

【二次指導のポイント】

- ・最大の課題は、再発防止
- ・いじめた子とその保護者が、いじめの事実を認めること
- ・いじめを受けた子とその保護者が、事後の生活に勇気が持てること

- ①いじめを受けた子に対して
定期的な声掛け、定期相談を計画、生活記録に注目、何でもないときの家庭連絡、SCや養護教諭との連結、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるように支援、等
- ②いじめた子に対して
行動改善の示唆と支援、いじめをする背景のアセスメント、友人関係の調整、陰湿な行動に変化しないよう観察、定期面談や行動改善に向けた特別な活動を計画、等
- ③いじめを見て楽しんでいる子
いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘、よりよい集団づくりのための役割を分担、等
- ④いじめを傍観している子
いじめられている子の立場に立ち勇気を持って行動するよう示唆、教職員以外のモニターとしての役割、等

【いじめの表れが消失】
表れとしてのいじめが消失し、本人が不安なく学校生活を送れる状況

【いじめられた子の本人らしさが表出】
いじめられた子が、自然に自分らしく活動できるようになった状況

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合を言います。

- ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (ア) 子どもが自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめが原因で子どもが相当の期間（年間 30 日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- ウ 子どもや保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態と思われる事案が発生した場合には、学校は重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で、学校は直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。なお、報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体を決定し、調査組織を設けます。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施し、客観的な事実関係を明らかにします。教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行います。

(3) 調査を行うための組織

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。教育委員会が調査を行う際には、学校に設置されているいじめの防止等の対策のための組織を招集し、連携を図ります。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれが関わり、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

ア いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合の調査

いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもから十分に聴き取るとともに、在籍している子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うこと等が考えられます。この際、いじめを受けた子どもを守ることを最優先とした調査を実施します。これらの調査に当たっては、「いじめについて理解を深める いじめ対応の手引き」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携したりして対応します。

イ いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合の調査

子どもの入院や死亡等、いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、学校及び教育委員会は、当該子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議した上で、着手していきます。調査方法としては、在籍している子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

(5) 調査結果の提供及び報告

ア いじめに関わった子ども及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった子どもやその保護者に対して説明します。

これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、子どものプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

(6) 相談体制の整備

教育委員会は、在籍する子ども及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。

(7) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にし、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を求めています。